

倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業

公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月

倉敷市

## 目次

1. 目的	4
2. 事業の概要	4
(1) 事業名	
(2) 発注者	
(3) 事業場所	
(4) 整備対象施設	
(5) 遵守すべき法令等	
(6) ボートレース開催への配慮	
(7) 対象業務	
(8) 要求水準	
(9) 履行期間	
(10) 提案上限価格	
(11) 提案下限価格	
3. 事務局	6
4. 参加資格	7
(1) 参加者の構成等	
(2) 参加者に共通する参加資格	
(3) 業務別の参加資格	
(4) 実施体制	
(5) 地域経済への配慮	
5. 日程	17
(1) 公告、現地確認、参加表明等の日程	
(2) VE提案対話の日程	
(3) 技術提案書の提出、評価等日程	
(4) 契約締結等日程	
6. 実施要領等の交付	19
(1) 倉敷市ホームページ掲載資料	

(2) 電子データによる提供資料	
(3) 電子データの提供期間	
(4) 電子データの提供方法	
7. 現地確認	20
(1) 申込期間	
(2) 申込方法	
8. 質問の受付及び回答	20
(1) 提出方法等	
(2) 参加資格に関する質問	
(3) 参加資格以外に関する質問	
9. 参加表明書の作成及び提出方法	21
(1) 提出方法等	
(2) 提出期間	
(3) 提出書類	
(4) 参加資格確認結果の通知	
(5) 参加表明の秘匿	
10. VE提案対話申込書等の作成及び提出方法	22
(1) VE提案対話申込に係る提案範囲	
(2) 提出方法等	
(3) 提出期間	
(4) 提出書類	
(5) 対話の実施日程	
(6) 対話結果の通知及び公開	
(7) VE提案に関する再対話	
11. 技術提案書の作成及び提出方法	23
(1) 提出方法等	
(2) 提出期間	
(3) 提出書類	
(4) 作成の留意事項	

1 2. 評価の実施及び結果の通知	27
(1) 委員会の設置	
(2) 実績・体制評価	
(3) 技術提案評価（技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）	
(4) 提案価格評価	
(5) 優先交渉権者及び次点候補者の選定	
1 3. 契約に関する事項	29
(1) 契約の締結	
(2) 契約の条件	
(3) 支払い条件	
(4) 契約の成立	
1 4. 参加者の失格	30
1 5. 技術提案書不履行に関する措置	30
1 6. その他留意事項等	31
1 7. 優先交渉権者の決定フロー（参考）	32
別表1 業務別の参加資格要件の概要表	33
別表2 各配置技術者要件の概要表	36

## 1. 目的

倉敷市（以下「本市」という。）では、老朽化しているスタンド棟のコンパクト化や、駐車場スペースの有効活用などを含め、新規ファンの獲得や、地域との共生を目指した市民の集いや憩いの場といった、これからのモーターボート競走場に求められる役割を担えるものとなるよう、「だれもが訪れ 快適な時間を過ごせる 拓かれた ボートレース児島」を基本理念に、「倉敷市児島モーターボート競走場施設整備基本構想」及び「倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備詳細構想」を令和2年11月に策定した。そこに定めた基本理念及び基本方針に沿って、その方向性を具現化するものとして基本的な建築計画（意匠・構造）、設備計画、外構計画等を取りまとめ、令和4年8月に「倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備基本設計書（以下「基本設計書」という。）」を策定した。

この実施要領は、基本設計書に基づき、「倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業（以下「本事業」という。）」を詳細設計付工事発注方式（実施設計・施工一括発注方式）（以下「DB方式」という。）で実施するにあたり、本事業の実施期間中も現在のスタンド棟を利用し、ボートレースを開催しながら、安全かつ円滑にスタンド棟及びその付帯施設等を含む施設整備の実施設業務、及び工事の施工業務を一括して実施できる事業者を広く募り、幅広くより優れた技術提案を求め、実績、能力、適性、価格等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するための公募型プロポーザルについて、参加要件のほか、実施方法及び手続き等の必要な事項を定めるものである。（以下「本要領」という。）

## 2. 事業の概要

### (1) 事業名

倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業  
（詳細設計付工事発注方式）

### (2) 発注者

倉敷市

### (3) 事業場所

岡山県倉敷市児島元浜町6番地3 地内

### (4) 整備対象施設

スタンド棟（増築、改修、及び解体）及び付帯施設等（設備棟、第2副審棟、渡り廊下、職員通路、E V・階段棟、客通路庇 等）の建設工事

対象施設の詳細については、基本設計書、基本設計書 図面編及び要求水準書（以下総称して「要求水準書等」という。）を参照すること。

## (5) 遵守すべき法令等

本事業の契約者（以下「受注者」という。）は、本事業の実施において、関係法令等を遵守しなければならない。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、手数料等を除き受注者の負担により、当該許認可等を取得しなければならない。

## (6) ボートレース開催への配慮

本事業は、以下の条件に従い実施すること。

- ア ボートレースを開催しながら本事業を実施するため、来場者の安全確保に万全を期するとともに、騒音、振動、粉塵及びスタンド棟解体時の風環境などボートレースへの影響を最小限に留めるように対策を講じること。
- イ 令和5年度のボートレース開催日程は変更することができないため、それに合わせた事業実施の工程計画とすること。なお、令和5年度のボートレース開催日程は、ボートレース児島のホームページを参照すること。
- ウ 令和6年度以降のボートレース開催日程について、設備盛り替えや仮設工事、スタンド棟の一部供用開始のため、一定期間についてボートレースの休催が必要となる場合は、前年度の指定期日までに本市（ボートレース事業局）と協議を行い決定する。  
ただし、その場合においても2カ月を超えるような長期休催期間を設定することはできない。

## (7) 対象業務

本事業の対象業務は、下表の「○」が記されている業務とし、「－」が記されている業務については、原則として対象外とするが、提案によりその一部又は全部を業務範囲に含めることは差し支えない。

対象施設	スタンド棟 増築・改修	スタンド棟 解体	付帯施設等 新築・増築	外構 (Ⅰ期)	外構 (Ⅱ期)
設計業務 (申請業務等を含む)	○	○	○	○	○
施工業務	○	○	○	○	－
工事監理業務	○	○	○	○	－

- ・設計業務には、設計のために必要な事前調査業務等を含む。
- ・施工業務には、施工のために必要な事前調査業務等、及びボートレース運営に必要な映像・投票・審判設備等の関連工事との連携・調整業務を含む。
- ・スタンド棟解体に伴うその他ボートレース児島の既存施設の改修は、スタンド棟増築・改修

に含む。

- ・飛散性アスベストの除去（レベル1、レベル2に該当するもの）は対象外とし、工事着手前の事前調査結果により受注者と協議する。
- ・スタンド棟改修範囲、外構範囲、及びその他対象施設の対象外業務の詳細範囲については、「要求水準書 別添資料」及び「要求水準書 変更及び補足事項」を参照すること。
- ・対象外とされている業務を、提案により業務範囲に含める場合の仕様等については、参加者の提案によるものとする。

#### **(8) 要求水準**

本事業の実施に係る要求水準は、「倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業要求水準書」、及び「倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業要求水準書変更及び補足事項」のとおり。

#### **(9) 履行期間**

原則として、契約の日から令和9年9月30日までとするが、提案により履行期間を短縮することは差し支えない。ただし、ボートレースを開催しながら履行することが前提であるため、ボートレースを長期間休催することによる履行期間短縮の提案は、不可とする。

#### **(10) 提案上限価格**

本業務に係る提案上限価格は、以下のとおりとする。

提案上限価格：¥16,602,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、上限価格を超えた提案は、失格とする。

#### **(11) 提案下限価格**

本業務に係る提案下限価格は、設定しない。

### **3. 事務局**

倉敷市ボートレース事業局経営管理課

所在地 〒711-8567 岡山県倉敷市児島元浜町6番地3

電話 086-472-5051

FAX 086-474-5929

E-mail y-inoue@brkojima.jp

担当者 井上

※ボートレースの非開催日（開催日初日の前日を除く。）は、原則として事務局の対応を行わないため、各手続きについては、十分に注意すること。

## 4. 参加資格

### (1) 参加者の構成等

#### ア 参加者の定義

参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員）で構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）で応募するものとする。

項目	定義
構成企業	参加者を構成する法人で、施工業務を行うことが予定されている特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）の構成員となる企業、設計業務を行うことが予定されている企業、及び工事監理業務を行うことが予定されている企業
代表企業	構成企業のうち、施工業務を行うことが予定されているJVの代表構成員とし、参加グループを代表して本事業の参加手続きや、優先交渉権者となった場合の契約協議等、本市との調整及び協議を行う企業
協力企業	共同企業体に出資は行わないものの、構成企業から業務等の一部を受託、又は請負等することが予定されている企業

参加者は、参加グループを組成するに際し、設計業務、施工業務、工事監理業務に関して、倉敷市の令和4年度建設工事入札参加資格者名簿、及び令和4年度測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿の市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する者。以下同じ。）を構成企業、又は協力企業とすることに努めること。

#### イ 複数業務の実施

参加者の構成企業又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、施工業務と工事監理業務を同一の者、又は資本面、若しくは人事面において密接な関連のある者（「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）が兼ねることはできない。

#### ウ 複数応募の禁止

参加者の構成員は、他の参加者の構成員になることができない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面、若しくは人事面において密接な関連がある者についても、他の参加者の構成員になることができない。

なお、本市が優先交渉権者との事業契約を締結後、選定されなかった参加者の代表企業を除く構成企業又は協力企業が、事業者の業務等の一部を受託、又は請負することは可能とする。

#### エ 参加者の変更及び追加



参加資格確認基準日（参加者が参加表明書、及び参加資格確認申請書を提出した日）以降、参加者の構成員の一部又は全部が、参加資格の各要件を満たさなくなった場合は、原則として当該参加者を優先交渉権者決定のための評価の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の参加者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に本市と協議を行い、本市が指定する書類を本市に提出することにより申請を行った場合は、構成員の変更等を認める場合がある。

- a 参加資格確認日（本市が参加資格を確認し、参加者に通知した日）から提案審査書類提出日の前日まで

本市は、参加資格確認基準日以降に参加者が構成員の変更等を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

- b 提案評価書類提出日から優先交渉権者決定日まで

本市は、提案評価書類提出日以降に参加者の構成員（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で、参加者が構成員の変更（参加資格を喪失し脱退する構成企業に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

## （２）参加者に共通する参加資格

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- イ 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領及び倉敷市物品供給等登録業者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱（平成 13 年倉敷市告示第 276 号）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者でないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続き

開始の申し立て、又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正11年法律第71号）の規定による破産申し立てがなされている者でないこと。

- キ 課税されているすべての税（国税、岡山県税及び倉敷市税）を滞納している者でないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び倉敷市暴力団排除条例（平成23年条例第45号）第2条第2号のいずれにも該当しないこと。
- ケ 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- コ 選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面、若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- サ 本事業について、「倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備基本設計業務委託」を受託した以下の者と資本面、若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
  - ・株式会社安井建築設計事務所（所在地：大阪市中央区島町2-4-7）

### （3）業務別の参加資格

参加者の構成企業でアからウの業務を行う者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たしていなければならない。なお、複数の参加資格要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができるが、施工業務を行う者が工事監理業務を行う者を兼ねることはできない。

#### ア 設計業務を行う者（以下「設計企業」という。）

設計企業は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合には、すべての設計企業がaからcまでの要件を満たし、かつ少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第208号。以下「コンサルタント業務要綱」という。）に基づく建設関係コンサルタント業務（建築設計）における令和4年度の入札参加資格を有すること。
- c 本要領の公告の日から参加資格確認日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと（処分を受けた地域を問わない。）。
- d 平成20年4月1日以降に、平成31年国土交通省告示第98号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物のうち観覧場（スポーツ競技、映画、演劇、その他催し物等を不特定多数の者に観覧させるための施設で、観覧席（固定、可動

を問わない。)を有するものをいい、屋外、屋内を問わない。)の用途に該当するもので、1棟(開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない。)の延べ面積2,850㎡以上の新築、増築、改築又は改修(増築、改築又は改修にあっては、当該部分の延べ面積に限る)の実施設計業務を元請けとして履行した実績を有すること。なお、設計共同体の構成員としての実績は、代表者として業務を完了したものに限る。ただし、DB方式やDBO(Design Build Operate)方式、BTO(Build Transfer Operate)方式等の施工(建設)業務等を含む事業の実績は、特別目的会社や共同企業体の構成員(ただし、設計業務者が2者以上の場合は、主たる設計業務者となったものに限る。)としての実績も可とする。

- e 設計業務の開始時点で、本要領「4.(4)実施体制」に示す資格を有する者を設計管理技術者、建築(意匠)及び建築(構造)に係る設計主任技術者として配置できること。なお、同配置技術者は、参加者となる企業と参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

#### イ 施工業務を行う者(以下「施工企業」という。)

施工企業は、特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)とする。

##### (A) JVに必要な資格要件

- a JVの構成員数は2者以上3者以内とし、任意かつ自主的に結成されたものであること。
- b 各構成員当たりの出資比率は、2者の場合30%以上、3者の場合20%以上であること。
- c JVを結成した各構成員は、本事業において他の参加者のJVの構成員となることができない。
- d 各構成員の組み合わせは、以下に掲げる代表構成員(以下「第1構成員」という。)の構成員の資格要件を満たす者と他の構成員(以下「第2構成員」「第3構成員」という。)の資格要件を満たす者の組み合わせとする。

##### (B) 構成員の資格要件(共通要件)

- a 倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱(平成元年倉敷市告示第207号。以下「要綱」という。)に基づく建築一式工事における令和4年度の入札参加資格を有する者であること。
- b 参加表明書の提出日において、契約締結先となる営業所等が、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- c 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていないこと(当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るもの

であり、かつ、対象が公共工事に係るものに限る。)

- d 施工業務の開始時点で、建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事に係る監理技術者資格者証（以下「監理技術者資格者証」という。）を有し、建設業法第26条第5項に規定する監理技術者講習修了証（以下「監理技術者講習修了証」という。）を有しているもので、参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を配置できること。
- e 第1構成員は、構成員中、最大の施工能力を有し、かつ最大の出資比率であること。なお、構成員中、令和4年度の入札参加資格における建築一式工事の総合値（要綱第6条第1項の規定による点数の合計値。以下「総合値」という。）が最大の者を、最大の施工能力を有している者とみなす。
- f J Vの各構成員は、それぞれ以下の（C）（D）の要件を満たし、構成員数が3者の場合は（E）の要件を満たしていること。

#### **（C）構成員の資格要件（第1構成員）**

- a 令和4年度の入札参加資格における建築一式工事の総合値が、1,500点以上の者であること。
- b 平成20年4月1日以降に、建築工事として発注された工事を元請け（請負金額80億円以上のものに限る。）として施工し、引き渡した実績（J Vの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）があること（修繕として発注されたものは除く。）。  
なお、J Vの構成員としての実績額の取扱いについては、請負金額に出資比率を乗じて得た額をもって請負実績額とみなすものとする。ただし、DB方式やDBO方式、BTO方式等の施工（建設）業務等以外の業務を含む事業の実績は、特別目的会社や共同企業体の構成員としての実績も可とするが、施工（建設）業務の対価に相当する額に出資比率を乗じて得た額をもって請負実績額とみなすものとする。
- c 平成20年4月1日以降に、平成31年国土交通省告示第98号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物のうち観覧場の用途に該当するもので、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない。）の延べ面積2,850㎡以上の新築、増築、改築又は改修（増築、改築又は改修にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の建築工事を元請けとして施工し、引き渡した実績があること。なお、J Vの構成員としての実績は、代表者として業務を完了したものに限り。ただし、DB方式やDBO方式、BTO方式等の施工（建設）業務等以外の業務を含む事業の実績は、特別目的会社や共同企業体の構成員としての実績も可とするが、施工（建設）業務の代表者であるものに限る。
- d 本事業の業務着手時点で、本要領「4.（4）実施体制」に示す資格を有する者

を総括責任者として配置できること。

- e 施工業務の開始時点で、本要領「4.（4）実施体制」に示す資格を有する者を現場代理人、監理技術者及び施工主任技術者として配置できること。

**(D) 構成員の資格要件（第2構成員）**

- a 令和4年度の入札参加資格における建築一式工事の総合値が、850点以上の者であること。
- b 平成20年4月1日以降に、建築工事として発注された工事を元請け（請負金額10億円以上のものに限る。）として施工し、引き渡した実績（JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）があること（修繕として発注されたものは除く。）。

なお、JVの構成員としての実績額の取扱いについては、請負金額に出資比率を乗じて得た額をもって請負実績額とみなすものとする。ただし、DB方式やDBO方式、BTO方式等の施工（建設）業務等以外の業務を含む事業の実績は、特別目的会社や共同企業体の構成員としての実績も可とするが、施工（建設）業務の対価に相当する額に出資比率を乗じて得た額をもって請負実績額とみなすものとする。

- c 施工業務の開始時点で、本要領「4.（4）実施体制」に示す資格を有する者を建築施工主任技術者として配置できること。

**(E) 構成員の資格要件（第3構成員）** ※JVの構成員数が3者の場合

- a 本要領の公告の日において、市内業者であること。
- b 令和4年度の入札参加資格における建築一式工事の総合値が、850点以上の者であること。
- c 平成20年4月1日以降に、建築工事として発注された工事を元請け（請負金額1億円以上のものに限る。）として施工し、引き渡した実績（JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）があること（修繕として発注されたものは除く。）。

なお、JVの構成員としての実績額の取扱いについては、請負金額に出資比率を乗じて得た額をもって請負実績額とみなすものとする。ただし、DB方式やDBO方式、BTO方式等の施工（建設）業務等以外の業務を含む事業の実績は、特別目的会社や共同企業体の構成員としての実績も可とするが、施工（建設）業務の対価に相当する額に出資比率を乗じて得た額をもって請負実績額とみなすものとする。

- d 施工業務の開始時点で、本要領「4.（4）実施体制」に示す資格を有する者を建築施工主任技術者として配置できること。

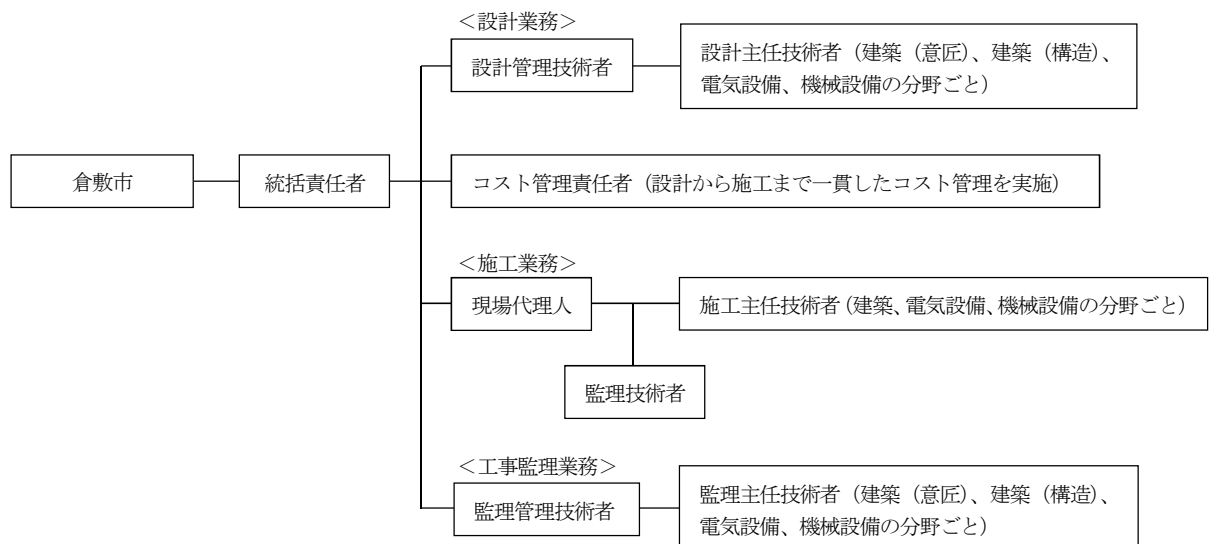
**ウ 工事監理業務を行う者（以下「監理企業」という。）**

監理企業は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合には、すべての監理企業が a から c までの要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b コンサルタント業務要綱に基づく建設関係コンサルタント業務（建築設計）における令和 4 年度の入札参加資格を有すること。
- c 本要領の公告の日から参加資格確認日までの期間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていないこと（処分を受けた地域を問わない）。
- d 平成 20 年 4 月 1 日以降に、平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物のうち観覧場の用途に該当するもので、1 棟（開放廊下でつながっているものは 1 棟とみなさない。）の延べ面積 2,850 m<sup>2</sup>以上の新築、増築、改築又は改修（増築、改築又は改修にあつては、当該部分の延べ面積に限る。）の工事監理業務を元請けとして履行した実績を有すること。なお、監理共同体の構成員としての実績は、代表者として完了したものに限る。ただし、DB 方式や DBO 方式、BTO 方式等の施工（建設）業務等を含む事業の実績は、特別目的会社や共同企業体の構成員（ただし、監理業務者が 2 者以上の場合、主たる監理業務者となったものに限る。）としての実績も可とする。
- e 工事監理業務の開始時点で、本要領「4.（4）実施体制」に示す資格を有する者を監理管理技術者、建築（意匠）及び建築（構造）に係る監理主任技術者として配置できること。なお、配置技術者は、参加者となる企業と参加表明書提出の日から過去 3 か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

#### （4）実施体制

各業務の実施体制と兼任の条件は、以下に示すとおりとする。



- ・統括責任者、現場代理人、及び監理技術者の兼任は、認めるものとする。なお、設計業務及び工事監理業務に関する管理技術者、及び各主任技術者を兼任することはできない。
- ・設計管理技術者と設計主任技術者の兼任はできない。また、設計業務に関する管理技術者及び各主任技術者は、工事監理業務に関する管理技術者及び各主任技術者を兼任することはできない。
- ・コスト管理責任者と統括責任者、設計管理技術者、監理技術者、及び現場代理人の兼任は、認めるものとする。
- ・施工主任技術者（建築）、現場代理人、及び監理技術者の兼任は認めるものとする。
- ・監理管理技術者と監理主任技術者の兼任はできない。
- ・監理主任技術者（建築（意匠））と監理主任技術者（建築（構造））の兼任は、認めるものとする。
- ・各業務において、電気設備と機械設備の主任技術者の兼任はできない。
- ・施工業務に従事する者は、工事監理業務に従事することはできない。
- ・兼任できる最大数は5とするが、各業務の実施に支障が無いことを条件とする。

#### ア 統括責任者

- 一級建築士、又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であり、代表企業と参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- 平成20年4月1日以降に、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の施工業務を、監理技術者として履行した実績を有すること。
- 統括責任者は、設計業務における設計管理技術者、施工業務における監理技術者と現場代理人を総括し、設計業務及び施工業務に関し、相互調整を行うことができる能力を十分に有する者とする。

#### イ 設計管理技術者

- 一級建築士の資格を有する者であり、設計企業と参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- 平成20年4月1日以降に、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築、改築又は改修（増築、改築又は改修にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の実設計業務を、管理技術者又は主任技術者として履行した実績を有すること。

#### ウ 設計主任技術者

##### (A) 建築（意匠）

- 一級建築士の資格を有する者であり、設計企業と参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- b 平成20年4月1日以降に、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の実施設計業務を、管理技術者、又は主任技術者として履行した実績を有すること。

#### **(B) 建築（構造）**

- a 構造設計一級建築士の資格を有する者であり、設計企業と参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- b 平成20年4月1日以降に、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の実施設計業務を、主任技術者として履行した実績を有すること。

#### **(C) 電気設備**

- a 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（技術士法による第二試験のうち、技術部門を電気設備で合格し、法による登録を受けている者。）の資格を有する者。
- b 平成20年4月1日以降に、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の実施設計業務を、主任技術者として履行した実績を有すること。

#### **(D) 機械設備**

- a 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（技術士法による第二試験のうち、技術部門を衛生工学で合格し、法による登録を受けている者。）の資格を有する者。
- b 平成20年4月1日以降に、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の実施設計業務を、主任技術者として履行した実績を有すること。

#### **エ コスト管理責任者**

- a 一級建築士、一級建築施工管理技士、又は建築コスト管理士の資格を有する者であり、代表企業又は設計企業と参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- b 平成20年4月1日以降に、国又は地方公共団体等が発注するもので、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の施工業務を監理技術者又は現場代理人として、若しくは積算業務を主任技術者として履行した実績を有すること。

#### **オ 現場代理人**



- a 一級建築士、又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であり、代表企業と参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- b 施工業務に専任で配置できること。

#### カ 監理技術者

- a 監理技術者資格者証を有し、有効な監理技術者講習修了証を有している者で、代表企業と参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。
- b 一級建築士、又は一級建築施工管理技士の資格を有する者。
- c 平成20年4月1日以降に、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の施工業務を、監理技術者として履行した実績を有すること。
- d 施工業務に専任で配置できること。

#### キ 施工主任技術者

##### (A) 建築

- a 監理技術者資格者証を有し、有効な監理技術者講習修了証を有している者で、構成企業（JVの各構成員）と参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。
- b 一級建築士、又は一級建築施工管理技士の資格を有する者。
- c JVの構成員からそれぞれ最低1名は、施工業務に専任で配置すること。

##### (B) 電気設備

- a 一級電気工事施工管理技士の資格を有する者。

##### (C) 機械設備

- a 一級管工事施工管理技士の資格を有する者。

#### ク 監理管理技術者

- a 一級建築士の資格を有する者であり、監理企業と参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- b 平成20年4月1日以降に、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築、改築又は改修（増築、改築又は改修にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の工事監理業務を、管理技術者又は主任技術者として履行した実績を有すること。

#### ケ 監理主任技術者

##### (A) 建築（意匠）

- a 一級建築士の資格を有する者であり、監理企業と参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- b 平成20年4月1日以降に、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の工事監理業務を、管理技術者又は主任技術者として履行した実績を有すること。

#### **(B) 建築（構造）**

- a 一級建築士の資格を有する者であり、監理企業と参加表明書提出の日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- b 平成20年4月1日以降に、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の工事監理業務を、主任技術者として履行した実績を有すること。

#### **(C) 電気設備**

- a 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（技術士法による第二試験のうち、技術部門を電気設備で合格し、法による登録を受けている者。）の資格を有する者。
- b 平成20年4月1日以降に、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の工事監理業務を、主任技術者として履行した実績を有すること。

#### **(D) 機械設備**

- a 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（技術士法による第二試験のうち、技術部門を衛生工学で合格し、法による登録を受けている者。）の資格を有する者。
- b 平成20年4月1日以降に、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積2,850㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、当該部分の延べ面積に限る）の工事監理業務を、主任技術者として履行した実績を有すること。

#### **(5) 地域経済への配慮**

参加者は、構成企業及び協力企業に、市内業者を加えるように努めること。

また、必要な資機材、労務、消耗品等の市内での調達や、本事業に係る業務の一部を下請負又は再委託する場合は市内業者を優先するなど、市内業者の参画や育成、地域経済の振興に配慮して本事業を実施すること。

#### **5. 日程**

日程のうちボートレースの非開催日（開催日初日の前日、及び実施要領で提出を指定する期間を除く）は、原則として事務局の対応を行わない。受付時間は、ボートレースの開催日及びその前

日の午前9時から午後5時までとする。なお、ポートレースの開催日程については、ポートレース児島のホームページを参照すること。

### (1) 公告、現地確認、参加表明等の日程

区分	内容	日程
ア	プロポーザル公告（実施要領等の公表）	令和5年4月24日（月）
イ	現地確認の申込期間	公告の日から 令和5年8月25日（金）までの間随時
	現地確認	公告の日から 令和5年8月25日（金）までの間で協議による
ウ	参加資格に関する質問の受付期間	公告の日から 令和5年5月18日（木）まで
	参加資格以外に関する質問の受付期間	公告の日から 令和5年6月9日（金）まで
エ	参加資格に関する質問への回答	令和5年5月23日（火）までに（予定）
	参加資格以外に関する質問への回答	令和5年6月23日（金）までに（予定）
オ	参加表明書の提出期間	公告の日から 令和5年6月9日（金）まで
カ	参加資格確認結果の通知	令和5年6月15日（木）までに（予定）

### (2) VE提案対話の日程

区分	内容	日程
ア	VE提案対話申込書の受付期間	令和5年6月28日（水）から 令和5年6月30日（金）まで
イ	VE提案に対する対話の実施	令和5年7月4日（火）から 令和5年7月7日（金）までの指定する日時
ウ	VE提案に対する対話結果の通知	令和5年7月14日（金）までに（予定）

### (3) 技術提案書の提出、評価等の日程

区分	内容	日程
ア	技術提案書の受付期間	令和5年8月23日（水）から 令和5年8月25日（金）まで
イ	技術提案に関する評価実施の通知	令和5年8月28日（月）までに（予定）

ウ	技術提案に関する評価実施日 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和5年9月の指定する日時
エ	優先交渉権者の選定及び結果の通知	令和5年9月(予定)

#### (4) 契約締結等の日程

区分	内容	日程
ア	優先交渉権者の選定及び結果の公表	令和5年9月(予定)
イ	契約締結	令和5年10月(予定)

### 6. 実施要領等の交付

#### (1) 倉敷市ホームページ掲載資料

- ア 倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業  
公募型プロポーザル実施要領
- イ 倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業  
公募型プロポーザル様式集
- ウ 倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業  
公募型プロポーザル評価基準
- エ 倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業  
要求水準書変更及び補足事項(別添補足資料を含む)
- オ 倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業  
要求水準書(下記(2)の電子データによる提供資料を除く)
- カ 事業契約書(案)

#### (2) 電子データによる提供資料

- ア 倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業 基本設計書
- イ 倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業 基本設計書 図面編
- ウ 倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業 参考資料  
参考資料1 測量図  
参考資料2 地質調査報告書  
参考資料3 既存スタンド棟関連資料(ただし、電子化されているものに限る。電子化  
されていないものについては、現地確認の際に閲覧に供する。)  
参考資料4 電波受信障害発生予想机上検討図

#### (3) 電子データの提供期間

公告の日から、令和5年6月9日（金）午後5時まで

#### （４）電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にて電子媒体を配布する。なお、返却については、技術提案書の提出日までに事務局へ郵送、又は持参にて返却すること。

※ 配布資料は、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用し、目的外の使用は行わないこと。

### 7. 現地確認

#### （１）申込期間

公告の日から、令和5年8月25日（金）午後5時までの期間、事務局が対応可能な範囲で随時受け付ける。

ただし、令和5年6月10日（土）以降については、参加表明書を提出し、本市が本要領「4. 参加資格」に記載している要件を全て満たしていることを確認し、その結果を通知した参加者のみとする。

#### （２）申込方法

現地確認を希望する場合は、事務局に電話又は電子メールにて申し込み、現地確認の日時を調整すること。電子メールによる場合は、現地確認申請書（様式1）を添付して申し込むこと。なお、ポートレースの開催期間中は、スタンド棟内部のバックヤード側（レース運営に係るエリア）を確認することはできない。

### 8. 質問の受付及び回答

#### （１）提出方法等

ア 様式集の質問書（様式2-1、2-2）に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データと、PDF形式に変換し保存した電子データの両方を、電子メールの添付ファイルとして事務局に送信すること。なお、送信後は電話にて事務局へ受信の確認を行うこと。

イ 回答は、倉敷市ホームページ内に掲載する。なお、質問回答書は、本要領及び関係する書類の追加変更、又は修正とみなす。なお、回答に対する異議及び再質問は受け付けない。

ウ 本市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行う場合がある。

#### （２）参加資格に関する質問

ア 受付期間

公告の日から、令和5年5月18日（木）午後5時まで

イ 回答日時

令和5年5月23日（火）午後5時までに（予定）

### （3）参加資格以外に関する質問

ア 受付期間

公告の日から、令和5年6月9日（金）午後5時まで

イ 回答日時

令和5年6月23日（金）午後5時までに（予定）

## 9. 参加表明書の作成及び提出方法

本プロポーザルへの参加希望者は、「4. 参加資格」を満たすことを確認の上、次のとおり必要書類を提出すること。

### （1）提出方法等

ア 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。なお、持参する場合は、前日までに事務局へ連絡の上、提出時間等を調整すること。郵送の場合は、提出期限必着とする。

イ 各書類は、様式リストに示された指定様式にて作成すること。

ウ 用紙サイズはA4版又はA3版とし、A3版はA4版の大きさに折りA4版ファイルに綴じ、正本1部、副本1部、合計2部を提出すること。

エ CR-R（容量が不足する場合は、DVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し、提出すること。指定様式のものは、原本ファイル形式ままとし、それ以外のものはPDF形式として、ウィルスチェックを行った上で提出すること。

### （2）提出期間

公告の日から、令和5年6月9日（金）午後5時まで

### （3）提出書類

ア 参加表明書（様式3-1）	2部
イ 参加資格確認申請書（様式3-2）	2部
ウ 参加グループの構成員一覧（様式3-3）	2部
エ 委任状（様式4-1）	2部
オ 使用印鑑届（様式4-2）	2部
カ 特定建設工事共同企業体協定書（様式4-3）	2部

キ	参加資格確認調書（設計企業、施工企業、監理企業）（様式5-1）	2部
コ	技術者資格要件確認書（様式5-2）	2部
サ	参加資格に関する実績を確認できる資料	2部
シ	ア～サまでの電子データ（CD-R又はDVD-R）	1部

#### （4）参加資格確認結果の通知

参加者が、本要領「4. 参加資格」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を書面により通知する。（令和5年6月15日（木）（予定）までに通知予定。）

#### （5）参加表明の秘匿

以降の審査は全て匿名で実施するため、匿名性を担保するため、参加表明をした事実の公表は、技術提案審査の結果公表まで一切行わないこと。

### 10. VE提案対話申込書等の作成及び提出方法

本プロポーザルにおけるVE（Value Engineering）とは、要求水準の内容を低下させずにコストを低減できる方法、及び合理的理由から要求水準の内容を変更してコストを低減する方法のこととする。VEの提案を希望する場合には、VE提案対話により参加者と本市でVE提案について対話を実施した後に、VE提案の採用可否を判断する。対話を行わないVEの提案については、採用の可否を判定しない。

なお、コストを上げずに品質、機能の向上を図る提案や、工期短縮を図る提案については、VE提案対話を経ずに技術提案書にて提案を行うことができるものとする。

#### （1）VE提案対話申込に係る提案範囲

VE提案対話により変更を提案できる範囲は、本要領「2.（7）対象業務」の範囲内とし、参加者の提案により対象業務に含めた対象外部分の仕様等については、提案によるものとする。なお、対話を行わないVE提案の採用は認めない。

#### （2）提出方法等

ア 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。なお、持参する場合は、前日までに事務局へ連絡の上、提出時間等を調整すること。郵送の場合は、提出期限必着とする。

イ 各書類は、様式リストに示された指定様式にて作成すること。

ウ 用紙サイズはA4版又はA3版とし、A3版はA4版の大きさに折りA4版ファイルに綴じること。正本1部（様式6-1を添付）、副本7部（様式6-1を添付しない）、合計8部を提出すること。

エ CR-R（容量が不足する場合は、DVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し、提出すること。指定様式のもの、原本ファイル形式ままとし、それ以外のはPDF形式として、ウイルスチェックを行った上で提出すること。

### (3) 提出期間

令和5年6月28日（水）午前9時から、令和5年6月30日（金）午後5時まで

### (4) 提出書類

ア VE提案対話申込書（様式6-1）	1部
イ VE提案一覧（様式6-2）	5部
ウ VE提案添付資料（様式6-3）	5部
エ ア～ウまでの電子データ（CD-R又はDVD-R）	1部

### (5) 対話の実施日程

ア 実施日

令和5年7月4日（火）から、令和5年7月7日（金）の間の90分程度を予定。

イ 会場等

実施会場、実施時間は、VE提案対話希望者に別途通知する。

ウ 対話方法

この対話は、VE提案対話希望者と本市により対面形式で実施する。

### (6) 対話結果の通知及び公開

対話結果は、令和5年7月14日（金）（予定）までに電子メールで当該VE提案の提出者に対してのみ通知する。ただし、対話結果のうち、本市が全ての参加者に開示すべきと判断した提案は、当該VE提案の提出者から承諾を得たうえで、参加者全員に対して通知する。

### (7) VE提案に関する再対話

対話において、本市が確認事項を伝えて保留としたVE提案については、対話結果を通知した日から2週間以内を目安に再度、対話を行う場合がある。

## 1 1. 技術提案書の作成及び提出方法

### (1) 提出方法等

ア 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。なお、持参する場合は、前日までに事務局へ連絡の上、提出時間等を調整すること。郵送の場合は、提出期限必着とする。



- イ 各書類は、様式リストに示された指定様式にて作成すること。
- ウ 用紙サイズはA4版又はA3版とし、A3版はA4版の大きさに折りA4版ファイルに綴じること。正本1部（下記ア～エ、キを添付）、副本12部（下記イ～エのみを添付）、合計13部を提出すること。なお、下記オ、カについては、別途封印して提出する。
- エ CR-R（容量が不足する場合は、DVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し、提出すること。指定様式のものは、原本ファイル形式ままとし、それ以外のものはPDF形式として、ウィルスチェックを行った上で提出すること。

## (2) 提出期間

令和5年8月23日（水）午前9時から、令和5年8月25日（金）午後5時まで

## (3) 提出書類

ア 技術提案書（表紙）（様式7-1）	1部
イ 実績・体制評価に係る提案書（様式7-2）	14部
ウ VE提案一覧（対話済）・添付資料（対話済）（様式7-3、7-4）	14部
エ 技術提案評価に係る提案書（様式7-5、7-6-1～4）	14部
オ 提案価格書（様式7-7）	1部
カ 提案価格内訳書（様式7-8、7-9）	1部
キ 要求水準に関する確認書（様式8）	1部
ク ア～エ、キの電子データ（CD-R又はDVD-R）	1部

## (4) 作成の留意事項

- ア 技術提案書は、要求水準書や基本設計図書に示す機能等を満たすことを基本として作成すること。また、機能面、コスト面を総合的に検討して作成すること。
- イ 技術提案書は、確実に実施できる内容とすること。
- ウ VE提案対話において、本市が「可」と判断した内容については、基本設計図書に示された内容を変更した上で技術提案書に盛り込むことができる。なお、「可」とされた項目であっても参加者の判断で盛り込まないことも可能とする。また、基本設計図書に示すイメージパースから外観、及び内観が大きく変更となる内容の提案を盛り込む場合には、変更後のイメージパースをVE提案添付資料に追加して添付すること。
- エ 技術提案書に記載された配置予定技術者等の変更は、原則として認めない。ただし、病气、事故、退職等、やむを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として本市が認めるものを配置すること。
- オ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、優先交渉権者とし特定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために、優先交渉権

者と協議の上、公表することがある。

カ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとする。

キ 技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とするが、倉敷市情報公開条例に基づき情報公開請求があった場合には、第三者に開示する場合がある。

ク 参加者の都合により技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届（様式8）を提出すること。

ケ 体裁及び書式

- a 用紙の余白は、ページ番号の記載位置を除き、最低14mm以上を確保すること。
- b 「技術提案書（表紙）（様式7-1）」は他の書類とは綴じ込まず、提出書類の一番上に添えて提出すること。
- c 「提案価格書（様式7-7）及び提案価格内訳書（様式7-8、7-9）」については、「倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業 提案価格見積書在中」の表示と「参加者名及び代表企業名」を記載した封筒に入れ、参加者の代表企業印で封印すること（封入要領書参照）。
- d 匿名による審査を行うため、「VE提案一覧・添付資料（様式7-3、7-4）」と「技術提案評価に係る提案書（様式7-5、7-6-1～4）」の書類には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないこと。万が一記載があった場合には、事務局で黒塗り等の加工を行う場合がある。
- e 「技術提案評価に係る提案書（様式7-5、7-6-1～4）」は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは、図表内のものを除き、10.5ポイント以上とすること。
- f 「技術提案評価に係る提案書（様式7-5、7-6-1～4）」は、次の提案項目に沿って記載すること。

#### **A. 業務全般に関する提案（様式7-6-1）**

##### 1) 業務実施体制に関する提案

- ・DB方式の特性を踏まえた実施設計、施工、監理の実施体制

##### 2) 品質・コスト・事業全体工程管理の体制と手法等の提案

- ・ボートレース運営継続を前提とした合理的かつ技術力を活かした事業全体工程の計画及びその管理方法
- ・実施設計から施工完了まで一貫した品質管理、コスト管理の方法

##### 3) 地域振興・地域経済への貢献の提案

- ・市内企業等との連携や、その他地域経済活性化に資する取り組み

## B. 設計に関する提案（様式7-6-2）

- 1) 基本設計を踏まえ、より魅力的、合理的な施設設計の提案
  - ・より魅力的、合理的な観覧施設のコンパクト化に対して有効な方法
  - ・来場促進及び多様なニーズへ対応する有効な方法
- 2) 「ボートレース児島ならではの」の魅力あふれる施設設計の提案
  - ・ボートレース児島の魅力を活かし、「ボートレース児島ならではの」施設づくりに向けた具体的な方法
  - ・多世代が集う交流と賑わいを創出する有効な方法
- 3) 安心・安全な防災機能を有した施設設計の提案
  - ・地域の防災機能のひとつとして、安心・安全の支えとなる施設とするための具体的な方法
- 4) 環境に配慮した施設設計の提案
  - ・イニシャルコスト及びライフサイクルコストを想定し、経済的で環境にやさしい施設とするための具体的な方法

## C. 施工に関する提案（様式7-6-3）

- 1) ボートレースの開催に配慮した施工計画、仮設計画、ローリング計画の提案
  - ・ボートレースの開催に対する各種の影響に配慮し、かつ来場者や職員、場内従業員等の安全性・利便性を確保するための施工計画、及び仮設計画の方法
  - ・各種設備の盛替えや既存改修から解体、増築まで一連の工事を連続して行うローリング計画の課題、及びそれを解決するための方法
- 2) 施工段階での品質・工事実施工程・リスク管理方法等の提案
  - ・ボートレースの開催を考慮した工事の実施工程計画及び実施工程管理や、リスク管理の具体的な方法
  - ・施工中の品質管理方法、施工精度を確保するために有効な方法
- 3) アフターフォロー・維持管理への提案
  - ・供用開始後の設備機能の確認方法、機器の調整が必要となった場合の対応方法や連絡体制、フォローアップ体制、期間などの具体的な方法

## D. 独自提案（様式7-6-4）

- 1) スタンド棟施設整備事業の魅力をも高める独自の提案
  - ・本評価基準や要求水準書等に記載されていない、より合理的で魅力的な独自の提案

## 1 2. 評価の実施及び結果の通知

### (1) 委員会の設置

本プロポーザルの優先交渉権者及び次点候補者の選定は、設計能力や施工能力、地域貢献等に係る技術提案項目並びに提案価格について、学識経験者等で構成する「倉敷市児島モーターボート競走場スタンド棟施設整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」において、評価基準に基づき行い、本市が委員会からの優先交渉権者及び次点候補者の選定を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

委員会での評価過程（委員会の会議録、各委員の採点表など）は、非公開とする。

なお、評価の公平性を期すため、各委員、各委員の三親等以内の親族、又は各委員が主催する営利団体に属する者が、参加者又は参加者の構成員の役員等である場合は、本プロポーザルの評価に加わらないこととする。

#### 委員名簿

	氏名	所属・役職
委員	堀 裕典	岡山大学環境生命自然科学学域 准教授
委員	中地 清二	一般財団法人日本モーターボート競走会 児島支部 執行役員
委員	川津 大輔	一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会 常務理事
委員	本間 俊也	一般財団法人BOATRACE振興会 施行者総合支援部 マネージャー
委員	亀山 貴之	倉敷市建設局 局長
委員	仁科 隆晴	倉敷市建設局 参与
委員	林 保典	倉敷市ボートレース事業局 参与

### (2) 実績・体制評価

評価基準に基づき事務局にて実績・体制の定量評価を行い、委員会に報告する。

### (3) 技術提案評価（技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）

技術提案に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、各委員が評価基準に基づき評価する。

#### ア 実施日及び会場

令和5年9月予定、会場未定

※実施日及び会場については、令和5年8月28日（月）（予定）までに技術提案評価

の対象者に通知する。

※プレゼンテーション及びヒアリングを実施する順番については、参加表明書の受付順とする。

イ 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、パソコン操作者及び技術提案書の内容に精通する者を含めて10名以内とする。なお、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、統括責任者、設計管理技術者、コスト管理責任者、現場代理人、監理技術者は必ず出席すること。

やむを得ない事情により、出席が必須とされている配置技術者が出席できない場合は、事前に本市に事情を説明の上、了解を得ること。

ウ 持ち時間

プレゼンテーションの持ち時間は、45分以内とする。その後、各委員からのヒアリングを25分程度行う予定とする。

エ その他

- a プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな提案は認めない。
- b プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行う。
- c プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で行うため、資料への社名、ロゴ等の記載や発言について十分注意すること。
- d プレゼンテーション及びヒアリングへの出席に係る費用は、参加者の負担とする。
- e プロジェクターとスクリーンは、本市で準備するが、パソコン及びその他必要な機器がある場合は持参すること。

#### (4) 提案価格評価

評価基準に基づき事務局にて提案価格評価点を算定後、委員会に報告する。

#### (5) 優先交渉権者及び次点候補者の選定

ア 評価の実施

委員会を開催し、実績・体制評価、技術提案評価、提案価格評価の評価点を加えた合計評価点により、優先交渉権者及び次点候補者を選定する。

イ 評価結果の通知等

- a 評価結果は、技術提案評価の参加者全員に対して、令和5年9月(予定)を目途に書面により通知する。また、優先交渉権者に対しては、契約の締結に向けた手続きの方法等について連絡する。
- b 選定結果については、倉敷市のホームページ上で公表する予定であり、優先交渉者

は点数と参加グループ名を公表し、次点以下の提案者は点数のみの公開とし、参加グループ名は非公開とする。

ウ その他

- a 評価途中で参加者に関する情報は、一切公表しない。
- b 倉敷市のホームページで公表する評価結果以外の評価に関する内容についての問合せは、一切受け付けない。
- c 評価結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

### 13. 契約に関する事項

#### (1) 契約の締結

- ア 本市は、委員会が選定した優先交渉権者と契約の締結に向けた交渉を行うが、次の一つに該当する場合は、その者とは契約の締結を行わない。
  - a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者となった場合
  - b 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領及び倉敷市物品供給等登録業者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者となった場合
  - c 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合
  - d 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けることとなった場合（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ、対象が公共工事に係るものに限る）。
  - e 技術提案書の無効が判明した場合
  - f その他本要領に違反した場合
- イ 優先交渉権者が、契約の締結までに上記アに該当することとなった場合、及びその他の理由により事業契約が締結できない場合には、本市は、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約の締結に向けた交渉を行う。
- ウ 優先交渉権者は、契約の締結ができないことが明らかとなった場合には、本市に対し、速やかに文書（任意様式）により、その旨を届け出ること。

#### (2) 契約の条件

- ア 契約保証金は、倉敷市モーターボート競走事業の契約に関する規程第4条による倉敷市財務規則第173条により契約金額の100分の10以上を納付する。  
ただし、倉敷市モーターボート競走事業の契約に関する規程第6条による倉敷市財務規則第175条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納付しないことができる。
- イ 受注者は、本事業の全部又は大部分を第三者に委託又は請け負わせることはできない。
- ウ 受注者は、本事業の実施に際して個人情報を取得した時は、倉敷市個人情報保護条例の

規定に基づき、これを適切に取り扱うものとする。

- エ その他契約に関する条項は、倉敷市モーターボート競走事業の契約に関する規程、倉敷市財務規則及び本事業の契約約款によるものとする。

### (3) 支払い条件

- ア 請負代金額の支払いについては、事業契約書（案）による。
- イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を要件として前払金、及び中間前払金を支払うことができる。ただし、受注者との協議により部分払等による請負代金額の支払いを行った後にあっては、中間前払金を支払うことはできない。
- ウ 令和5年度、令和6年度、令和7年度、令和8年度及び令和9年度は、支払限度額を設定する。
- エ 支払い条件の詳細については、優先交渉権者との契約に向けた交渉を行う際に協議して定める。

### (4) 契約の成立

優先交渉権者は、本市と契約の締結に向けた交渉を行った上で、事業費見積書を提出し契約を締結する。なお、当該見積書の額は、原則として当該参加者が提出した提案価格見積書の金額以下とする。

## 1.4. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 参加者が、本要領「4. 参加資格」に記載している要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- ウ 参加者に評価の公平性を害する行為や、著しく信義に反する行為がある場合
- エ 提出書類等が、所定の内容等を満たさない場合
- オ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合（自然災害等、不測の事態が発生した場合を除く）
- カ 本プロポーザルに関し、委員会の委員に直接、間接を問わず接触を求めた場合
- キ その他委員会が失格と認めた場合

## 1.5. 技術提案書不履行に関する措置

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとする。なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は本業務の完了前にあっても

履行できないと認められた場合は、本市は受注者に対して契約約款に定める措置を行う場合がある。

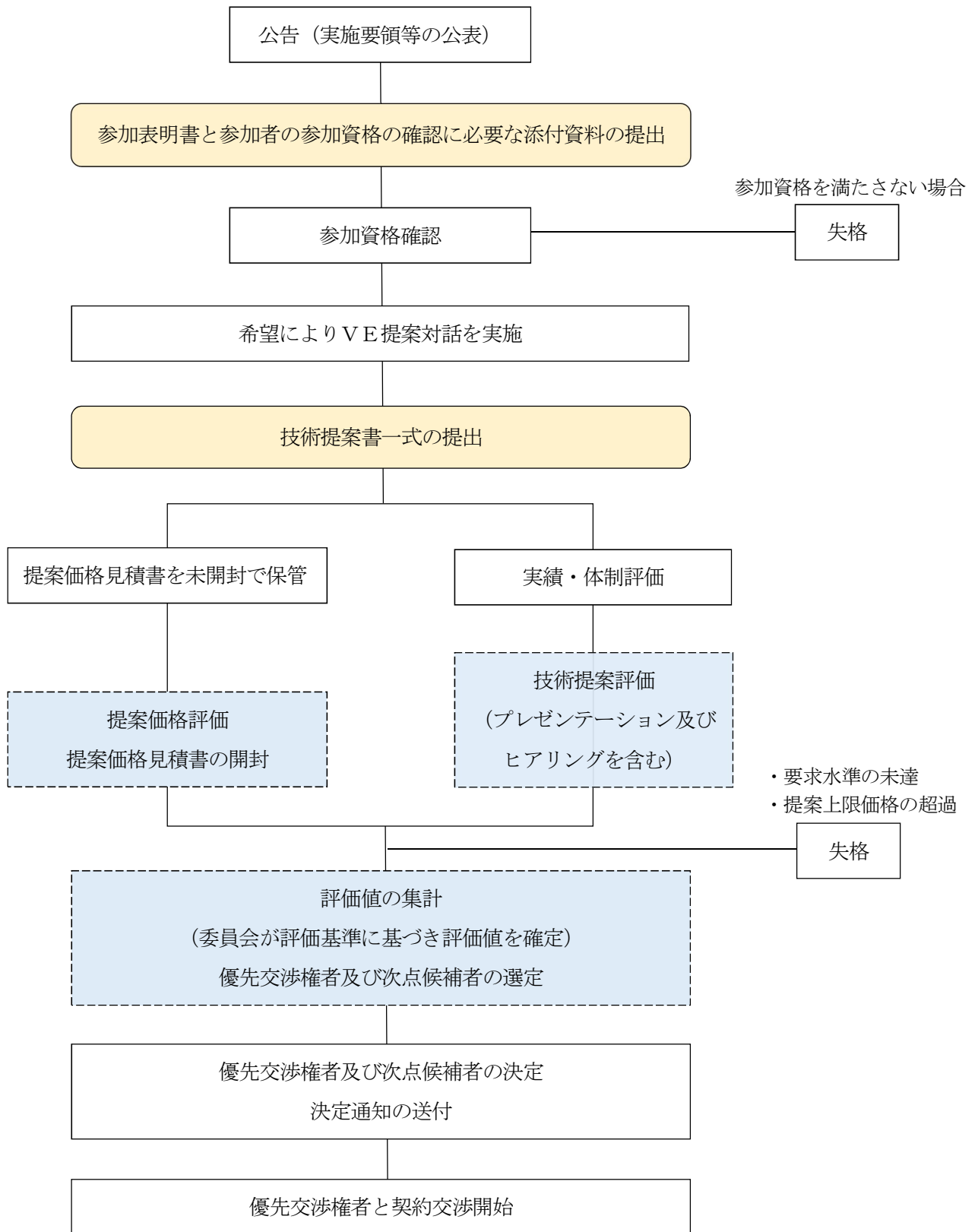
ただし、VE提案項目が履行できない場合は、金額はそのままとし、基本設計の方法、又は本市と協議の上同等と認められる方法等で行うものとする。

#### 16. その他留意事項等

- ア 本プロポーザルの実施にあたり、使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- イ 本プロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。自然災害等、やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- ウ 参加表明書及び技術提案書の提出後、原則として記載された内容の変更、追記、訂正等は認めない。
- エ 提出された書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）の著作権は、その書類を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注者となった者の書類については、事前に通知することにより、本市がその全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- オ 技術提案書の作成のために本市から受領した資料等は、本プロポーザル以外の目的に使用してはならない。



17. 優先交渉権者の決定フロー（参考）



<凡例>

参加者

本市

委員会

別表1 業務別の参加資格要件の概要表

ア 設計業務を行う者（設計企業）

	主たる設計業務者	複数の者で実施する場合の主たる設計業務者以外
事務所登録	一級建築士事務所	一級建築士事務所
入札参加資格	建設関係コンサルタント業務 (建築設計)	建設関係コンサルタント業務 (建築設計)
実施設計実績	用途：平成31年国土交通省告示第98号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物のうち観覧場の用途に該当するもの 規模：延べ面積2,850㎡以上 種別：新築、増築、改築又は改修	問わない
市内外業者の区分	問わない	問わない
配置が必須である技術者	設計管理技術者 設計主任技術者	問わない

※実施設計実績は、以下のとおりとする。

- ・平成20年4月1日以降（過去15年）に元請けとして履行し、完了したもの。
- ・実施設計実績の規模については、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積が規模要件を超えるものとする。
- ・増築、改築又は改修の実施設計実績にあつては、当該面積の延べ面積が規模要件を超えるものとする。
- ・設計共同体の構成員としての実施設計実績は、代表者としてのものに限る。ただし、DB方式やDBO方式、BTO方式等の実績は、構成員としての実績も可とするが、主たる設計業務者となったものに限る。

イ 施工業務を行う者（施工企業）

	代表企業（第1構成員）	構成企業（第2構成員）	構成企業（第3構成員）
J Vの構成員数 （2者以上、3者 以内）	○	○	任意
出資比率	当該J Vの構成員中最大	2者の場合：30%以上 3者の場合：20%以上	20%以上
入札参加資格	建築一式工事	建築一式工事	建築一式工事
総合値	1,500点以上	850点以上	850点以上
建設業許可	建築一式工事に係る特定建設業	建築一式工事に係る特定建設業	建築一式工事に係る特定建設業
請負実績額	80億円以上のもの	10億円以上のもの	1億円以上のもの
施工実績	用途：平成31年国土交通省告示第98号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物のうち観覧場の用途に該当するもの 規模：延べ面積2,850㎡以上 種別：新築、増築、改築又は改修	問わない	問わない
市内外業者の区分	問わない	問わない	市内業者
配置が必須である技術者	総括責任者 現場代理人 監理技術者 施工主任技術者	施工主任技術者	施工主任技術者

※請負実績及び施工実績は、以下のとおりとする。

- ・平成20年4月1日以降（過去15年）に元請けとして施工し、引き渡し完了したもの。
- ・J Vの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限り、請負実績額の取扱いについては、請負金額に出資比率を乗じて得た額とする。
- ・施工実績の規模については、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積が規模要件を超えるものとする。
- ・増築、改築又は改修の施工実績にあっては、当該面積の延べ面積が規模要件を超えるものとする。
- ・J Vの構成員としての施工実績は、代表者としてのものに限る。ただし、DB方式やDBO方式、BTO方式等の実績は、構成員としての実績も可とするが、施工（建設）業務の代表者であるものに限る。

ウ 工事監理業務を行う者（監理企業）

	主たる工事監理業務者	複数の者で実施する場合の主たる工事監理業務者以外
事務所登録	一級建築士事務所	一級建築士事務所
入札参加資格	建設関係コンサルタント業務 (建築設計)	建設関係コンサルタント業務 (建築設計)
工事監理実績	用途：平成31年国土交通省告示第98号別添二第三号から第十二号までに掲げる種類の建築物のうち観覧場の用途に該当するもの 規模：延べ面積2,850㎡以上 種別：新築、増築、改築又は改修	問わない
市内外業者の区分	問わない	問わない
配置が必須である技術者	監理管理技術者 監理主任技術者	問わない

※工事監理実績は、以下のとおりとする。

- ・平成20年4月1日以降（過去15年）に元請けとして履行し、完了したもの。
- ・工事監理実績の規模については、1棟（開放廊下でつながっているものは1棟とみなさない）の延べ面積が規模要件を超えるものとする。
- ・増築、改築又は改修の工事監理実績にあつては、当該面積の延べ面積が規模要件を超えるものとする。
- ・JVの構成員としての工事監理実績は、代表者としてのものに限る。ただし、DB方式やDBO方式、BTO方式等の実績は、構成員としての実績も可とするが、主たる工事監理業務者となったものに限る。

別表2 各配置技術者要件の概要表

配置技術者		資格	雇用関係	実績
統括責任者		一級建築士又は、一級建築施工管理技士	代表企業と 3カ月以上	用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築又は改築の施工業務 立場：監理技術者
設計管理技術者		一級建築士	設計企業と 3カ月以上	用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築、改築又は改修の実施設計業務 立場：管理技術者又は主任技術者
設計主任技術者	建築 (意匠)	一級建築士	設計企業と 3カ月以上	用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築又は改築の実施設計業務 立場：管理技術者又は主任技術者
	建築 (構造)	構造設計一級建築士	設計企業と 3カ月以上	用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築又は改築の実施設計業務 立場：主任技術者
	電気設備	設備設計一級建築士、 建築設備士又は技術士 (電気設備)	問わない	用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築又は改築の実施設計業務 立場：主任技術者
	機械設備	設備設計一級建築士、 建築設備士又は技術士 (衛生工学)	問わない	用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築又は改築の実施設計業務 立場：主任技術者
コスト管理責任者		一級建築士、一級建築施工管理技士、又は建築コスト管理士	代表企業又は設計企業と 3カ月以上	※国又は地方公共団体等が発注するもの 用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築又は改築の施工業務、又は積算業務 立場：施工業務にあつては、監理技術者又は現場代理人 積算業務にあつては主任技術者
現場代理人		一級建築士又は、一級建築施工管理技士	代表企業と 3カ月以上	問わない

配置技術者		資格	雇用関係	実績
監理技術者		一級建築士又は、一級建築施工管理技士 ※監理技術者証及び有効な監理技術者講習修了証を有していること	代表企業と 3カ月以上	用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築又は改築の施工業務 立場：監理技術者
施工主任技術者	建築	一級建築士又は、一級建築施工管理技士 ※監理技術者証及び有効な監理技術者講習修了証を有していること	構成企業と 3カ月以上	問わない
	電気設備	一級電気工事施工管理技士	問わない	問わない
	機械設備	一級管工事施工管理技士	問わない	問わない
監理管理技術者		一級建築士	監理企業と 3カ月以上	用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築、改築又は改修の工事監理業務 立場：管理技術者又は主任技術者
監理主任技術者	建築 (意匠)	一級建築士	監理企業と 3カ月以上	用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築又は改築の工事監理業務 立場：管理技術者又は主任技術者
	建築 (構造)	一級建築士	監理企業と 3カ月以上	用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築又は改築の工事監理業務 立場：主任技術者
	電気設備	設備設計一級建築士、 建築設備士又は技術士（電気設備）	問わない	用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築又は改築の工事監理業務 立場：主任技術者
	機械設備	設備設計一級建築士、 建築設備士又は技術士（衛生工学）	問わない	用途：問わない 規模：延べ面積2, 850㎡以上 種別：新築、増築又は改築の工事監理業務 立場：主任技術者

